

## 生駒市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月7日

生駒市公平委員会委員長 吉田豊彦

### 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月生駒市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「秘書企画課の主幹、秘書係長、企画係長及び主査」を「秘書課（市制50周年事業室を除く。）の主幹、秘書係長及び主査 企画政策課の主幹、企画係長及び計画係長」に、「財政経営課の主幹、財政係長及び経営係長」を「行政経営課の主幹及び経営係長 財政課の主幹及び財政係長」に、「秘書企画課の主任」を「秘書課（市制50周年事業室を除く。）の主任」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は、令和2年4月1日から適用する。